

条例案の検討事項（積み残し部分）への対応について

検討事項⑧（合理的配慮の提供）

「合理的配慮」という用語に関する対応については、資料5のとおり。

検討事項⑮（防災等）

【条文案のイメージ】

①県は、災害対策基本法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所（②において単に「指定避難所」という。）において、障がい者の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の障がい者の良好な生活環境の確保に資する措置が講ぜられるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

※単に「避難所」と規定するにとどめた場合、その範囲の捉え方が難しくなり、市町で図られる対応などが不明確になるおそれがあるため、災害対策基本法の「指定避難所」とする。

②県は、災害その他非常の事態の場合に、障がい者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられ、及び指定避難所、災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所その他適切な避難場所への障がい者の避難が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

※避難誘導については、避難所へのものだけでなく、緊急避難場所へのものなども含める必要があると言えるため、その他の避難場所も規定した。「誘導」については、災害対策基本法等で使用されておらず、その内容が曖昧にならないよう、「避難」に修正する。

検討事項⑯（選挙における配慮）

選挙等の種類、選挙において投票を支援する制度（点字投票等）については、資料6のとおり。

検討事項⑰（表彰）

現在、県が行っている表彰制度については、資料7のとおり。

検討事項⑱（啓発活動）

【条文案のイメージ】

- ①県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。
- ②県は、障がいの特性及び障がい者に対する理解（障がい者に対する肯定的認識を含む。）が深められるよう、障がいの特性及び障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明その他の啓発活動を行うものとする。
- ③県は、県民による障がい者の自立及び社会参加への協力が円滑になされるよう、障がい者の自立及び社会参加への協力の重要性に関する意識の啓発、障がい者の自立及び社会参加を促進するための取組及び制度の周知その他の啓発活動を行うものとする。
※③において、ヘルプマーク、おもいやり駐車場などの取組をイメージできるような文言を追加。

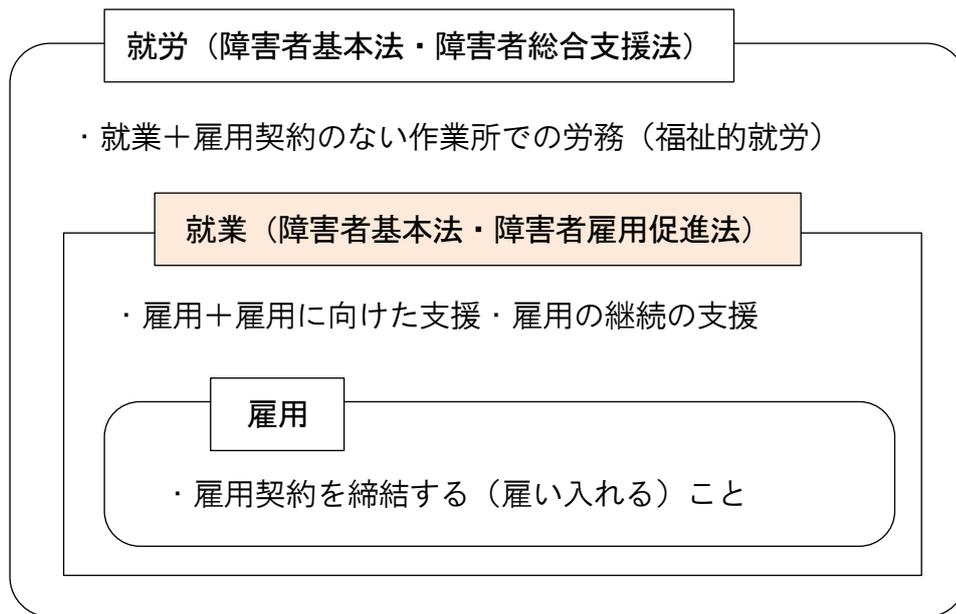
検討事項⑲（その他の施策：教育・就労支援）

【条文案のイメージ（教育）】

- 県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に進めるとともに、障がいの特性及び障がい者に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。
※「インクルーシブ教育」の推進が読み取りやすい条文に修正。

【条文案のイメージ（就労支援）】

- 県は、障がい者の就業の機会の確保及び拡大並びに就業の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就業に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。
※「就業機会の創造」について、読み取ることができる文言を追加。
- ◎「障がい者就労支援」における「雇用」、「就業」、「就労」
いわゆる「障がい者就労の支援」において使われる用語（「雇用」、「就業」、「就労」）の関係については、次のとおり。



※障害者基本法は、就業の機会の確保等を規定するほか、地域社会における作業活動の場の拡充等を規定（第18条）している。